

沿岸広域振興局長告示第46号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成24年6月15日

沿岸広域振興局長 齋藤 淳夫

- 1 路線名 大船渡広田陸前高田線
- 2 供用開始の区間 陸前高田市広田町字天王前72番地先から字六ヶ浦12番3地先まで
- 3 供用開始の期日 平成24年6月15日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター
 - (2) 期間 平成24年6月15日から同年7月15日まで